

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する 事業の実施に関する基本方針の変更について(概要)

令和8年6月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針について

基本方針の概要

- 公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、PFI法に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるもの。
- PFI法上、PFI事業は、管理者等が策定した実施方針のみならず基本方針に基づき実施されることが求められる。
- 民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴いて、民間資金等活用事業推進会議が案を作成し、閣議決定。
- 基本方針は、主として政府がPFI事業を実施するにあたっての方針を定めるものであるが、地方公共団体においても、基本方針で定める「特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項」について、これに基づいてPFI事業を実施する必要があるほか、PFI法の基本理念にのっとり、基本方針を勘案して、PFI事業の円滑な実施の促進に努めることとなる。そのため、法律に根拠のある基本方針に位置付けることにより、より明確に、地方公共団体に対応を促すことができる。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）（平成十一年法律第百十七号）（抄）

第四条 政府は、基本理念にのっとり、**特定事業の実施に関する基本的な方針**（以下「**基本方針**」という。）を定めなければならない。

2 **基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。**

- 一 **公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項**
- 二 **民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項**
- 三 **民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項**
- 四 **民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項**
- 五 **公共施設等運営権に関する基本的な事項**
- 六 **法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項**
- 七 **その他特定事業の実施に関する基本的な事項**

3～6 （略）

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 選定事業（公共施設等運営事業を除く。）は、**基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、事業契約に従って実施されるものとする。**

2 選定事業（公共施設等運営事業に限る。）は、**基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。**

3 （略）

これまでの変更の経緯

- 平成12年3月13日、総理府告示にて定められた。
- 平成24年3月27日、前年のPFI法改正で、同法に基づき定めるとされたことを受け、初めて閣議で決定。その際、PFI法改正で、民間事業者からの提案制度の導入、公共施設等運営権制度の導入、民間事業者への公務員の派遣等についての配慮が規定されたことを反映した変更もなされた。
- 平成25年9月20日、同年のPFI法改正で、民間資金等活用事業推進機構が設立されたことを反映し、変更された。
- 平成27年12月18日、同年のPFI法改正で、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な実施のため、公務員退職派遣制度が創設されたことを反映し、変更された。
- 平成30年10月23日、同年のPFI法改正で、ワンストップ窓口制度及び報告徴収、助言・勧告制度が創設されたことを反映し、変更された。

※上記のとおり、これまでの変更はいずれもPFI法改正を契機に行われた。

なお、令和4年にPFI法が改正された際には、基本方針の変更は行われなかった。

変更事項（１）

1. 物価変動等への対応

- 物価や賃金の上昇が続く中、物価変動に適切に対応するとともに、事業者が負担する物価変動リスクを明確にするため、
 - ・予定価格の算出時期や金額を適切に設定し、債務負担行為についても同様に金額を適切に設定すること
 - ・物価変動リスクについて適切な措置を講じ、事業契約においてできる限り具体的かつ明示的に規定すること
 - ・事業契約の内容の変更について事業者が協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じることが必要であり、これらについてはガイドラインや通知等で周知しているが、法的根拠をもって対応を促すため追加。
(三 1 (6)、四 4 (4)、十一 3 (9))
- 性能発注を基本とするPFI事業において手戻りなく事業者選定手続を行うため、公共施設の管理者等と民間事業者の間で事業規模と事業内容の提案が見合うよう早期に対話を進める必要があり、この対話に資するよう、競争性のある随意契約において、参考となる事業規模の水準を実施方針公表時等のできるだけ早い時期に公表することが考えられることを追加。
(三 1 (6))
- 建設業法や公共工事入札契約適正化法において、建設工事の発注者が受注者からの協議の申し出に対し誠実に応じる義務を課す等の改正の他に、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止を図る改正が行われていること等を踏まえ、
 - ・著しく短い工期等、事業者にとって公正を欠く契約内容としないこと
 - ・公共施設の管理者等は、事業費内訳書の提出や適正な労務費であることの確認を求めることができることを追加。(四 4 (1)、四 4 (3) (ホ)、十一 3 (10))

2. インフラ老朽化対策等の観点からの分野横断型・広域型PFIの推進

- 分野横断型・広域型PFI事業が「財政の効率化」のみならず「行政の効率化」に寄与することを明記。(前文)
- 本格的な人口減少により、技術職員の確保が困難となり行政の効率化が一層要請されるため、広域型PFIについて明記。(前文)
- 本格的な人口減少社会の中で、水道、下水道といった生活関連分野において、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっているため、PFI事業の選定基準には「公共サービスの水準の向上」に準じたものとして「複数の施設や業務の統合等により公共サービスの安定的・持続的な確保が期待できる場合」が含まれることを追加。(二 2 (1))

変更事項（2）

3. PFI事業の効果の明確化（記載の充実）

○良質な公共サービスの提供、行政の関わり方の改革、民間の事業機会の創出等の効果に加え、PFI事業が、効果的な官民対話の実施により、先進的技術・知見を有する企業のノウハウを活用したイノベーションの創出や地域活性化、さらにそのノウハウを協働する地元企業に伝承することを通じ地元企業の人材育成や技術力の向上といった効果を創出し、「強い経済」を実現することが期待されることを追加。（前文）

参考となる事例

【宮城県】宮城県上工下水一体官民連携運営事業

事業概要

水道用供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の一体運営事業。3つの事業を一体として、民間の力を最大限活用することにより、**経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等**を実現し、持続可能な水道事業経営を行う。

【和歌山県】南紀白浜空港民間活力導入事業

事業概要

和歌山県庁と南紀白浜エアポートの官民連携によるコンセッション事業。民間事業者の自由な発想に基づいて、**機動的で柔軟な空港運営による、空港を中心とした交流人口拡大及び紀州地方の活性化**を実現している。

効果 1 地域人材の育成

新OM会社の設立
「株式会社みずむすびサービスみやぎ」

- SPCと同じ出資者により浄水場や下水処理場の**維持管理を担当**する新たな地域事業会社を県内に設立。
- 無期限**で事業を継続する水専門企業として、**地域人材を直接雇用**し、長期的な視点で水処理のプロフェッショナルを育成。
- SPCから業務の一部（維持管理）を委託。



効果 2 DX導入による効率性と透明性の向上

水みやぎDXプラットフォーム（MDP）の導入

- 事業運営に係る情報を一元的に集約・蓄積するICTシステムを導入。
- 上工水では水源から市町村の受水点及びユーザー企業まで、下水では流入から放流までの各プロセス上のリアルタイムの水質情報が可視化**されます。SPCだけでなく管理者も常に確認可能。
- 一元管理された情報をわかりやすい形で発信（情報公開）**する。



効果 1 効率的な空港運営による省人化、コスト削減

国内初
空港における「草刈りロボット」の導入

- 滑走路内の草刈りは、夜間作業が必要であり、**人手の確保が課題**。
- 導入した2台の草刈りは、夜間から早朝にかけて作業を行う（1時間で100~200㎡）。
- 太陽光発電を使った充電装置も導入することで、**人件費コスト等含めて年間数千円のコスト削減**。



効果 2 滑走路点検の高度化・効率化

「ドライブレコーダー×AI」を活用した空港滑走路の調査及び点検

- 点検車にドライブレコーダーを設置し、その画像からAIが滑走路のひび割れや損傷等の異常を自動検知する技術を実用化。
- 熟練技術者でも目視で確認できない損傷進行度の定量把握・モニタリングが可能**
- 経験の浅い職員であっても点検が可能となり、**担い手確保も可能**となった。
- 適切なタイミングで修繕工事を行うことができ、滑走路の寿命化による相応の**コスト削減**が期待できる。



(参考)PFI事業における地域企業の参画状況(令和6年度)

- 地域企業と、全国的に展開する企業との協業PFI事業は、多くの分野で行われている状況。
- 事業規模別に見ると、**100億円以上の事業では100%(10/10件)**、10億円以上100億円未満の事業では83%(25/30件)、10億円未満の事業では50%(3/6件)と、事業規模に伴いその傾向は増加する。

分野	事業規模		契約金額 (落札金額)							
	← 10億円未満								→ 100億円以上	
文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等)	1/1社	3/7社	5/7社	4/6社	4/5社	3/7社	4/7社	9/10社	3/7社	6/8社
	7/7社	4/7社	4/7社	2/7社	2/10社	3/7社	2/6社	7/15社	5/10社	3/9社
	6/9社	4/9社	3/6社	0/2社				3/7社	6/13社	2/7社
医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等)										
環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等)		2/8社								
経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等)	2/3社	4/8社	5/5社	2/2社	2/4社	2/2社	3/3社	3/5社		
	5/11社	5/6社	8/16社	5/14社	4/6社	6/16社	4/5社			
	1/1社									
インフラ (上下水道、空港、道路、河川等)										
行政 (庁舎、宿舍、防災施設等)		8/9社	2/4社							

*1地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

*2以下の事業を除いた件数

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

<凡例>

: 地域企業と、それ以外の企業が参画する事業

: 地域企業のみが参画している事業、あるいは地域企業が参画していない事業

○ / ○社 : 選定されたコンソーシアムにおける、地域企業数 / 全構成企業数

変更事項（3）

4. その他

- 官民対話や広域的取組を促す地域プラットフォームの設置・活用及び小規模団体も含めた地方公共団体の取組を促す優先的検討規程の策定に向けた取組に関する方針を追加。（一 2）
- スモールコンセッション※の推進等の観点から、維持管理又は運営のため財政上の支出を行う既存の小規模施設について、独立採算型の公共施設等運営権事業の実施により財政上の支出が原則不要となる場合は歳出削減効果が明確であるためVFMの計算が不要である旨を追加。（二 2（2））
- 事業者の募集・選定について、現行の基本方針は「一般競争入札によることを原則とする」との記載にとどまるところ、事業者の創意工夫を活かすため、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約の適切かつ積極的な検討を促す観点から、どのような場合に競争性のある随意契約を検討することが考えられるかについて「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（PFI推進会議決定）と整合的な記載を追加。（三 1（2））
- 請負工事契約とは異なるPFI事業契約の性格を明確化するとともに、民間資金を活用せずにPFI事業契約に準じた契約方式により公共施設等の整備等を行う場合には、本基本方針を勘案して、PFI事業において行うこととされている手順に準じて事業を実施することが望ましいことを追加。（前文、四 4（1））
- 事業契約を変更する場合の透明性の確保について明記。（四 4（1 1）、十一 3（3））
- 公共施設等運営権の設定可否を示す別表への特定車両停留施設及び一般廃棄物処理施設等の施設の追加、記載済み施設について設定可の場合の条件の追加明示その他必要な事項。（別表等）

※廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模（事業費原則10億円未満程度）なPPP／PFI事業（コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営）を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。